

丹波市告示第425号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第2項の規定に基づき、下記認可地縁団体が不動産の所有権の移転登記をすることについて、異議のある当該不動産の登記関係者又は不動産の所有権を有することを疎明する者は、丹波市長に対し異議を述べることができる旨を公告する。

令和8年7月15日

丹波市長 林 時彦



- 1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
 - (1) 名称 北御油自治会
 - (2) 区域 丹波市氷上町御油のうち別図で定める区域
 - (3) 主たる事務所 兵庫県丹波市氷上町御油112番地 北御油公民館

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積 (㎡)	所在地
雑種地	1,362.00	丹波市氷上町御油字五反田40番1
雑種地	784.00	丹波市氷上町御油字五反田41番1
雑種地	102.00	丹波市氷上町御油字五反田42番2
雑種地	73.00	丹波市氷上町御油字五反田42番3

表題部所有権の登記名義人の氏名及び住所

氏名 芦田義隆 持分3分の1
住所 氷上郡氷上町御油85番地

氏名 芦田龍美 持分3分の1
住所 氷上郡氷上町御油126番地

氏名 田邊行夫 持分3分の1
住所 氷上郡氷上町御油48番地の1

地目	面積 (㎡)	所在地
山林	5,553.00	丹波市氷上町御油字北谷1001番1

表題部所有権の登記名義人の氏名及び住所

氏名 田邊傳兵衛 持分5分の1
住所 氷上郡幸世村ノ内御油村28番

氏名 北御油自治会 持分5分の1
住所 兵庫県丹波市氷上町御油112番地北御油公民館

氏名 芦田槌造 持分 5 分の 1
住所 氷上郡幸世村御油10番屋敷

氏名 田邊文子 持分 5 分の 2
住所 氷上郡幸世村ノ内御油村108番、109番合併地

地目	面積 (㎡)	所在地
山林	1,411.00	丹波市氷上町御油字堂ヶ谷1088番

表題部所有権の登記名義人の氏名及び住所

氏名 芦田貞治郎 持分 3 分の 1
住所 氷上郡幸世村御油72番地

氏名 田辺菊治 持分 3 分の 1
住所 氷上郡幸世村御油107番地

氏名 田辺彦太郎 持分 3 分の 1
住所 氷上郡幸世村御油13番屋敷

3 異議を述べることができる者の範囲

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

- (1) 期間 令和8年7月15日(水)から令和8年10月15日(木)まで
- (2) 方法 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書に、異議の内容を記載し、申請不動産の登記事項証明書、住民票の写し及びその他の市長が必要と認める書類を添えて市長に申し出ること。